資料2-2

令和6年(2024年)1月26日 八王子市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会 高齢者いきいき課

恩方老人憩の家 基本情報

1 設置目的

教養の向上及びレクリエーション等のための場を提供するとともに、 高齢者の福祉の増進に寄与すること。

2 設置根拠

八王子市老人憩の家条例(昭和49年9月20日 条例第49号)



3 設置場所

八王子市下恩方町3395 恩方事務所 2 階

※建物1階に高齢者あんしん相談センター恩方、八王子まるごとサポートセンター(はちまるサポート)恩 方があり、隣に恩方農村環境改善センターがある。

4 運営方法及び指定管理者

指定管理者制度(八王子市社会福祉協議会)

5 指定管理期間

平成 29~令和 3 年度(5 年間)、令和 4~5 年度(2 年間)、令和 6~7 年度(2 年間) ※令和4~5年度は農村環境改善センターとの共同指定管理について検討をしたため、 令和6~7年度は施設自体のあり方検討のため、2年間としている。

6 指定管理料

毎年度約1,000万円

7 利用対象者

市内在住の60歳以上の方で、自分自身で身の周りのことができる方

8 施設内容

談話コーナー、会議室、

健康学習室(電位治療器・マッサージ器などを設置)、娯楽室、 浴室(定員 男女各3名)、講習室、事務室

9 利用料

無料(生きがいづくりの教室やサークルの活動では、別途受講料などが かかる場合がある)

【施設平面図】

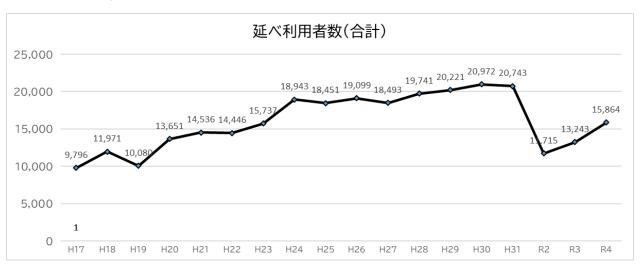


10 開館時間

月曜日から金曜日 午前 9 時から午後 4 時まで (浴室は水曜日から金曜日 午前 11 時から午後 3 時まで)

11 延べ利用者数

令和 4 年度 15,864 人



12 令和4年度実施 利用者アンケート結果

【実施期間: 令和 4 年 4 月 6 日(水)~同年 5 月 6 日(金)、回答者数: 84 人】

(1)住んでいる町

下恩方町 28.4%、西寺方町 8.6%、上恩方町 7.4%(計 44.4%が近隣町に住んでいる)

(2)主な来館目的

マッサージ器・交流電圧電位治療器の利用 38.3%、カラオケの利用 36.2%、入浴 34.0%、集会・趣味の集いなど 31.9%、生きがい講座への参加 19.1%、他の施設利用者との交流 10.6%、健康・生活相談 10.6%

(3)利用頻度

(ア)施設全体

週に2回以上 39.7%、利用していない 30.1%、週に1回程度 16.4%、月に1~3回 13.7%

(イ)入浴施設

週に2回以上 31.8%、利用していない 52.3%、週に1回程度 9.1%、年に数回 4.5% ((ア)(イ)ともに、ヘビーユーザーと利用しない人に二分しており、利用者が固定化している)

(4)老朽化等に伴い施設が利用できなくなった場合の対応

(ア)施設全体

何も利用しない 43.5%、他の施設を利用する 34.8%、その他 21.7%

(イ)入浴施設

家のお風呂に入る 38.9%、他の施設を利用する 38.9%、その他 22.2%